

<健全化判断比率等の対象>

一般会計	一般会計	普通会計	（一般会計等）	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
バス事業特別会計	特別会計・事業会計							
国民健康保険特別会計								
介護保険特別会計								
後期高齢者医療特別会計								
病院事業会計		うち地方公営 企業会計						
簡易水道事業会計								
水道事業会計								
下水道事業会計								
一部事務組合・広域連合（河北郡市広域事務組合等）								
地方公社・第三セクター等（土地開発公社等）								

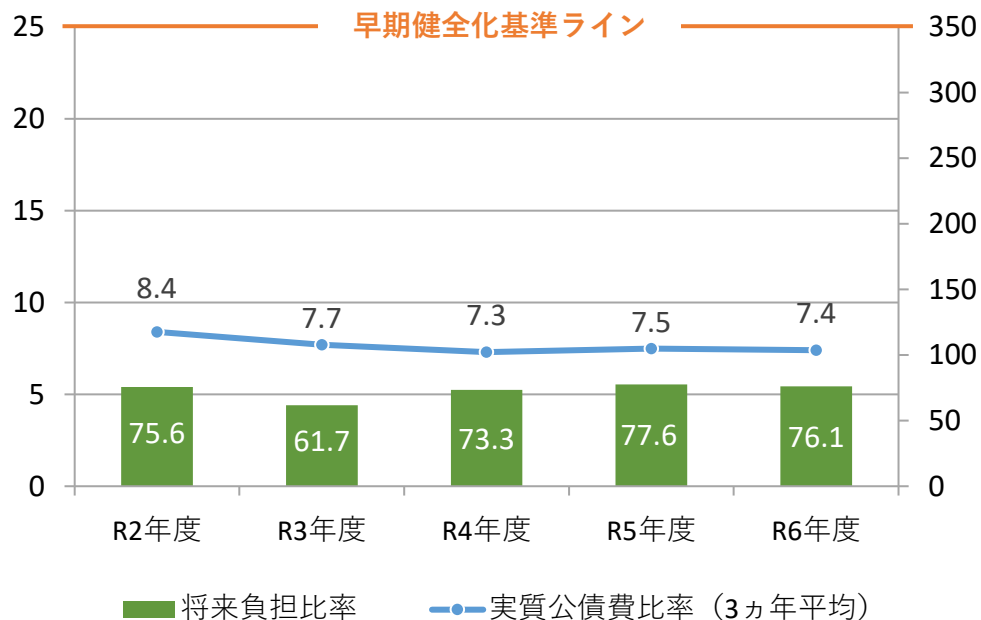
※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

総括表① 健全化判断比率の状況（令和6年度決算）

(単位: %)						
地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
173614	石川県	津幡町	－	－	7.4 (7.5)	76.1 (77.6)
団体区分		5.町村	※下段()内は令和5年度決算に基づく比率			

(単位: %)						
標準財政規模 (千円)		早期健全化基準	13.47	18.47	25.0	350.0
	うち臨時財政対策債 発行可能額	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
9,235,216	36,190					

健全化判断比率の推移



※実質赤字比率、連結実質赤字比率はゼロ以下（黒字）であるため表示されません。

団体名

石川県津幡町

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和6年度決算）

（単位：千円）

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	350,872	3.8
	津幡町バス事業特別会計	10,701	0.1
小 計		361,573	3.9
標準財政規模		9,235,216	100.0
実質赤字比率（％）		-3.91	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	津幡町国民健康保険特別会計	35,830	0.4
	津幡町介護保険特別会計	42,152	0.5
	津幡町後期高齢者医療特別会計	11,261	0.1

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は**負の値**で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	津幡町病院事業会計	1,187,359	12.9
	津幡町水道事業会計	920,162	10.0
	津幡町下水道事業会計	4,219	0.0
	津幡町簡易水道事業会計	29,233	0.3
法 非 適 用 企 業	宅地造成事業		
合 計		2,591,789	28.1
標準財政規模(再掲)		9,235,216	100.0
連結実質赤字比率（％）		-28.06	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和6年度決算)

団体名 石川県津幡町

(単位：千円)

	① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）（3③A表「元利償還金」欄の数値を転記）	② 積立不足額を考慮して算定した額（3①表「エ」欄の数値を転記）	③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）（3①表「ウ」欄の数値を転記）	④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金（3②表「合計※」欄の数値を転記）	⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	⑦ 一時借入金の利子	⑧ 特定財源の額（3③A表「特定財源計」欄の数値を転記）	⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る）
令和4年度	1,536,221			595,104	20,974	0		185,054	639,514	719,208	9,151
令和5年度	1,467,750			604,479	25,329	0		188,443	619,261	727,366	9,399
令和6年度	1,503,076			566,246	31,724	0		210,050	590,622	744,002	11,675

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債発行可能額	⑮ 地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額（特別区のみ記入）			
令和4年度	5,321,350	3,349,472	146,249		令和4年度	8.04613	7.4
令和5年度	5,445,083	3,376,796	68,429		令和5年度	7.34096	
令和6年度	5,438,763	3,760,263	36,190		令和6年度	6.90459	
標準財政規模			9,235,216				

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第7条第1号）	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第7条第2号）	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第7条第3号）	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第7条第4号）	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第7条第5号）	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出（省令第7条第6号）	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出（省令第7条第7号）	その他これらに準ずると認められるもの（省令第7条第8号）	利子補給に係るもの（政令第12条第4号）	
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

【実質公債費比率の計算方法】

$$\frac{(①)+(②)+(③)+(④)+(⑤)+(⑥)+(⑦)}{(⑫)+(⑬)+(⑭)} - \frac{(⑧)+(⑨)+(⑩)+(⑪)+(⑮)}{(⑨)+(⑩)+(⑪)+(⑮)}$$

総括表④ 将来負担比率の状況（令和6年度決算）

団体名 石川県津幡町

将来負担額

(単位:千円)											
地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
18,028,704	21,549	7,228,189	1,761,899	1,340,201	117,802	0	117,802	0	0	0	0
(17,491,263)	(21,446)	(7,292,917)	(1,784,688)	(1,424,902)	(136,567)	(0)	(136,567)	(0)	(0)	(0)	(0)
(分母比)	232	0	97	24	19	2	2				

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
3,595,544	2,387,652	2,252,652	16,508,512
(3,366,228)	(2,077,255)	(2,077,255)	(16,861,222)
(分母比)	45	28	224

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A - B		将来負担比率 (%)
28,498,344	—	22,491,708		6,006,636		76.1
(28,151,783)		(22,304,705)		(5,847,078)		(77.6)
=						
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D		C - D		
9,235,216		1,346,299		7,888,917		
(8,890,308)		(1,356,026)		(7,534,282)		

※下段（ ）内は令和5年度決算に基づく数値

資金不足比率の状況(令和6年度決算)

特別会計の名称	資金不足比率（％）	経営健全基準
病院事業会計	—	20.00%
簡易水道事業会計	—	
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

備考

1. 資金不足額がない場合は、「—」となる。